

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全

国

歯

報



第**64**号

2009.4

第64回通常組合会

平成21年度事業計画・予算案承認さる

出産育児一時金38万円に引き上げ、後期高齢者賦課額月額5千円に引き下げ



平成21年3月25日（水）午後1時より、中野サンプラザにおいて第64回通常組合会が開催された。

横山理事長の挨拶、報告事項に引き続いて議事に入り、出産育児一時金を3万円引き上げ38万円とすること及び後期高齢者組合員の保険料を月額1千円引き下げ5千円とするための規約の一部改正（案）や平成21年度事業計画（案）並びに平成21年度歳入歳出予算（案）が原案どおり可決承認された。

議長挨拶（要旨） 南議長

定刻になりましたので、ただ今より第64回通常組合会を開会いたします。本日は大変お忙しい中、全国各地よりご出席いただき誠に

有難うございました。本日提案されております議案は平成21年度事業計画（案）並びに歳入歳出予算（案）ですが、議事進行が円滑且つ効率的に行われるようご協力をお願い申し上げます。



白尾副議長、南議長、平木副議長

開会の辞（要旨） 白石副理事長

年度末の公私ともにお忙しい中、20府県の関係の先生方にご出席いただき有難うございます。百年に一度の複合不況のさなか、昨日の野球は明るいニュースでした。今日は3件の議案と4問の事前質問があります

が、慎重に審議の程をお願いいたしまして、第64回通常組合会を開会いたします。



白石副理事長

理事長挨拶（要旨） 横山理事長

3月の年度末の公私ともにご多忙の折り、第64回組合会を開催させていただきました所、各支部より大勢の組合会議員の先生方のご出席を得まして、誠に有難うございます。又、日頃は組合運営についてご理解とご協力を賜っており感謝申し上げます。本日は21年度の事業計画（案）、歳入歳出予算（案）等を審議していただきますが最後まで宜しくお願い申し上げます。

平成20年度から本格的に実施されている医療制度改革は、医療費適正化を主軸として後期高齢者医療制度が創設されましたが、見直しの議論を呼び未だすっきりしたものになっていません。一方では更に対象を65歳に拡大



横山理事長

するなどの見直しが検討されているようです。国も一度制度を決めたらそれをしっかりやってもらいたいと願っています。この後期高齢者医療制度ができて、当組合にも大きな影響がでていきます。75歳以上の被保険者が広域連合に移行することにより被保険者の減少とともに保険料の減収があります。それに加えて、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、更に介護納付金の合計額が21年度は20年度より約12億5,600万円増となっています。

従いまして、今後この問題は組合運営、特に財政面において大きくのし掛かってくる問題ではないかと思っています。健保組合では解散した組合もあると聞いています。確かに今後は先を見た運営をしていかなければならないと思っています。

国庫補助の削減問題は、旧政管健保への政府の補助金の一部、約1千億円を健保組合等が肩代わりするという問題で、国保組合にも38億円を肩代わりするという話しがでて、昨年6月頃に開かれた通常国会で審議されることになっておりましたが審議できず、秋の臨時国会に見送られました。ここでも審議できずに12月にはこの特例法案が廃案になりました。このため国庫補助は、20年度と21年度は従来どおり32%いただけるということで、先ずは一安心ということですが、この国庫補助の削減問題はこれからも拭い去ることの出来ない、組合運営には重要な課題になると思います。

本組合の話題に移って、平成20年度の決算見込はこの厳しい環境の中で、予想外に19年度以上の約29億6,000万円余という剰余金がありました。20年度は被保険者の数が昨年の年度末より約3,300人位減少して、保険料は約3.5%位減少していますが、それ以上に療養諸費が対前年度比マイナス5.4%となっています。当然、これは給付割合を一般の組合と同じ7割に下げてきていますのでその影響がでていると思います。しかし、単年度残を見ると19年度は約4億3,500万円程ありましたが、20年度は約2億円ということで、19年度に比

較して約2億3,500万円程減少しています。このことは支出が確実に伸びているということで21年度以降、楽観はできない状況にあると思います。

次に平成21年度の事業計画及び収支予算については、事業運営の基本方針として、保険料は据え置きとします。特定健診をはじめとする保健事業の充実を柱に努力致します。特定健診は組合員の先生方あるいは家族の方々に解りやすくお知らせする方法をとって行きたいと思っております。更に被保険者の療養給付は当然もれなく出来る方法をとっていくというのが基本方針でございます。

収支予算については、支出の増に備えて21年度は132億2,700万円程の総予算を組んでいます。これは対前年度比3.1%、約4億100万円程の増となっております。

19年度からの新規事業、療養附加金制度の支給状況は平成19年8月～20年3月診療分で該当者16,578人のうち受給申請者は12,988人で申請率は78.3%、支給額は99,774,900円となっております。又、現在検討している事柄としては、女性3種組合員の義務教育終了迄の者を扶養する者に対する保険料の減額軽減措置については後程報告事項で報告いたしますので、先生方のご意見を伺いたい、出来れば、7月の組合会には議案として提案し、21年度後半にはこの軽減措置を実施したいと思っております。

一方、19年度から検討しております、保険者に義務付けられた特定健診・特定保健指導については、20年度は実施体制が整わず集合契約等がスムーズに進まなかったということで、不本意ながら受診券の発券が11月後半になりました。21年度は問題点を整理した上で、実施体制を充実させ、実施促進のPRも進めて行きたいと思っております。保険者に義務化された事業でございますので先生方のご協力を頂かなければならないと思っております。4月に開催する事務研修会で支部職員の方々にも説明して行きたいと思っております。

次に、出産育児一時金の見直しについては、

産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合に3万円加算し38万円にするというものですが、当組合は組合員のメリットを考えて一律3万円の引き上げを実施します。更に21年10月から4万円の引き上げを厚労省は決めております。これは平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置ということですが、10月からは出産育児一時金が合計で42万円になろうかと思っております。

その他では、21年度の事務研修会を4月17日～19日の日程で沖縄県で開催いたします。沖縄県支部の先生方、事務職員の方々には大変お世話になりますが、宜しくお願いいたします。その他の2つ目として、厚労省から後発医薬品の普及促進について協力依頼がきております。具体的な普及促進としては「ジェネリック医薬品希望カード」の配布等ですが現在、全国歯報に折り込むことなどを検討しております。

その他、本日の挨拶要旨を「全国歯ニュースに」記載しておりますので、後程お目通しをいただきたいと思いますと思っております。21年度も厳しさは変わらないと思っておりますので、皆様のお知恵を拝借しながら健全運営に努めて参りたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

■報告事項

今井専務理事から2項目を除いて一括説明の後に、鈴木常務理事から、3種女性組合員



今井専務理事

で義務教育終了迄の者を扶養している者に対する保険料軽減措置について、続いて横山理事長から、組合運営担当者会議及び役員と事務局の連携強化並びに事務局の自主性の強化対策について報告があった。

〔厚労省関係〕

1. 政管健保特例法案の廃案

政府管掌健康保険（現全国健康保険協会管掌健康保険）の国庫補助の一部を健康保険組合等の他の被用者保険に肩代わりさせる内容の特例法案は廃案とすることが決まった。

これにより、国保組合に対する定率補助の32%も維持されることになり、平成20年度の国庫補助は32%で算定し直しされることになった。

2. 平成21年度国保組合助成費

医療保険給付諸費で対前年度比約50億円減額は、被保険者数の減によるもので1人当たりの医療費では8,209円増の172,797円の見込みである。老健拠出金は19年度の清算分で、この減額分が後期高齢者支援金等で増となった。特定健診・保健指導は実施の実態に合わせて減額した。

3. 出産育児一時金の見直し

平成21年1月1日より産科医療補償制度が創設されることに伴い一律3万円引き上げ38万円とする。ただし、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明する印を押した領収

書等を添付することが必要。平成21年1月1日から3月までに出産し、出産育児一時金35万円が支給されている者については遡及支給とする。

また、厚労省は平成21年10月～平成23年3月までの暫定措置として、出産育児一時金を一律4万円引き上げ、合計で42万円とすること及び出産育児一時金を保険者が医療機関に直接支払うことを決めている。

〔栃木県庁関係〕

1. 平成20年度国民健康保険事業に係る指導監査

平成20年度は東京事務所及び5支部で実施され、幾つかの改善の指摘事項があったが、概ね適性に実施されていると認められた。

平成20年度国民健康保険事業に係る指導監査の日程

	支部等	実施日
1	東京事務所	8月 5日 (火)
2	岐阜県支部	9月 5日 (金)
3	山口県支部	9月17日 (水)
4	石川県支部	10月 6日 (月)
5	長野県支部	10月17日 (金)
6	徳島県支部	11月27日 (木)

〔全国歯関係〕

1. 平成20年度における規約・規則・規程等の改正

□規約

(1) 規約第12条の2 (療養附加金)

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
<p>第12条の2 6 療養附加金の算定は、<u>1カ年 (8月療養分～翌年7月療養分)</u> とする。</p>	<p>第12条の2 6 療養附加金の算定は、<u>1カ年 (4月診療分～翌年3月診療分)</u> とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. <u>この規約は、平成20年8月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2. <u>改正後の第12条の2第6項の規定に関わらず、平成19年度分の療養附加金の算定は、平成19年8月診療分から平成20年3月診療分とし、平成20年度分の療養附加金の算定は、平成20年4月診療分から平成21年3月診療分とする。</u></p>

療養附加金は、8月診療分から翌年の7月診療分までの1カ年のレセプトから算定することになっているが、これは算定開始の診療月から支給月まで24カ月かかること及び会計年度も2年度にわたり、制度上複雑な上に事務

処理も煩雑になるため、初年度の平成19年度分は19年8月から20年3月までの8カ月分とし、平成20年度分から4月に始まり翌年3月に終わる会計年度に合わせた。

(2) 規約第13条 (出産育児一時金)

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
<p>第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し、出産育児一時金として<u>350,000円</u>を支給する。</p>	<p>第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し、出産育児一時金として<u>380,000円</u>を支給する。</p>

産科医療補償制度の創設に伴い、出産育児一時金を一律3万円引き上げ、一律38万円にした。

(3) 規約第18条第四号 (保険料の賦課額)

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
<p>第18条 四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として<u>月額6,000円 (年額72,000円)</u>とする。</p>	<p>第18条 四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として<u>月額5,000円 (年額60,000円)</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1. この規約は、平成21年4月1日から施行し、改正後の規約第13条の規定は、平成21年1月1日から適用する。</u></p> <p><u>2. 平成21年1月1日前に出産した被保険者に係る規約第13条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(第13条出産育児一時金の改定、第18条後期高齢者賦課額の改定)</u></p>

後期高齢者賦課額を月額1,000円引き下げ、月額5,000円とした。

□規則・規程等

(1) 役員等傷害保険規程

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
<p>(目的) 第1条 この規程は、役員 (相談役を含む)、組合会議員 (予備議員を含む)、各委員会 (支部設置の委員会は除く) の委員及び<u>支部役員</u>の傷害保険に関する事項を定めることとする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、役員 (<u>顧問・相談役</u>を含む)、組合会議員 (予備議員を含む)、各委員会 (支部設置の委員会は除く) の委員及び<u>支部役員等</u>の傷害保険に関する事項を定めることとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。(第1条役員に顧問を追加し、支部役員を支部役員等と改正。第2条表中の支部役員を支部役員等と改正。)</u></p>

平成20年度より顧問及び相談役を設置することに伴い、役員等傷害保険規程の対象に顧問を追加し、又役員並びに組合会議員等の役職にない組合員で組合会表彰や褒章受章者に

対する記念品贈呈に出席する場合を考慮し、支部役員及び元支部役員を支部役員等とした。

(2) 役員弔慰規程

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
<p>(見舞金) 第5条 役員等が傷病のため、10日以上入院したときは次の区分により見舞金をおくる。</p>	<p>(見舞金) 第5条 役員等が傷病のため、10日以上入院したときは次の区分により見舞金をおくる。 <u>ただし、1年に1回限り支給するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1. この規程は、平成20年12月1日から施行する。</u> <u>(第5条に支給回数要件を追加)</u></p>

役員等が傷病のため、10日以上入院したときは、支給する見舞金は1年1回限りの支給で

あるが、規程に支給回数に関する規定がなかったので実態に合わせた。

(3) 積立金規程

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
<p>第6条 二 給付費等支払準備金積立金は、<u>保険給付並びに老人保健拠出金及び介護納付金</u>に不足を生じた場合、その財源として事業勘定へ繰り入れのとき。</p>	<p>第6条 二 給付費等支払準備金積立金は、<u>保険給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金</u>に不足を生じた場合、その財源として事業勘定へ繰り入れのとき。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1. この規程は、平成20年12月1日から施行する。</u> <u>(第6条第二号条文一部改正)</u></p>

制度改正に伴い、積立金の処分に関する第6条第二号の規定から老人保健拠出金を削除

し、新たに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等を追加した。

(4) 特別支部運営費交付基準

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
総収入及び総支出の計算の基礎とした項目 ◎保険料収納額 ◎補助金……………療養給付費補助金 介護納付金補助金 老人保健拠出金補助金 特別調整補助金 事務費補助金 出産育児一時金補助金	総収入及び総支出の計算の基礎とした項目 ◎保険料収納額 ◎補助金……………療養給付費補助金 介護納付金補助金 <u>後期高齢者支援金等補助金</u> <u>前期高齢者納付金等補助金</u> 老人保健拠出金補助金 特別調整補助金 事務費補助金 出産育児一時金補助金 <p style="text-align: center;">附 則</p> 1. <u>第3(実績交付)にある総収入及び総支出の計算の項目については、別紙のとおり平成21年4月1日から施行する。</u> <u>(別紙総収入の計算の基礎にある補助金に「後期高齢者支援金等補助金」と「前期高齢者納付金等補助金」を追加)</u>

制度改正に伴い、特別支部運営費交付基準の(別紙)の総収入の計算の基礎とした項目

に前期高齢者納付金等補助金及び後期高齢者支援金等補助金を追加した。

(5) 診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
<p>第1 目的</p> この要領は、全国歯科医師国民健康保険組合(以下「組合」という。)における診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書(老人医療に係るものを除く。以下「レセプト」という。)の開示請求又は開示依頼があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮をしつつ、組合におけるレセプトの開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。	<p>第1 目的</p> この要領は、全国歯科医師国民健康保険組合(以下「組合」という。)における診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書(以下「レセプト」という。)の開示請求又は開示依頼があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮をしつつ、組合におけるレセプトの開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。
	<p style="text-align: center;">附 則</p> 1. <u>この取扱要領は、平成20年12月1日から施行する。</u> <u>(第1の条文にある「老人医療に係るものを除く。」を削除)</u>

制度改正に伴い、診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領の第1.目的の規定から

(老人医療に係るものを除く。)を削除した。

(6) 規約施行規則 (出産育児一時金の受給手続き)

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
<p>第13条 規約第13条の規定による出産育児一時金の支給を受けようとする者は、<u>出産育児一時金支給申請書(様式第8号)</u>を支部経由し、組合に提出しなければならない。</p>	<p>第13条 規約第13条の規定による出産育児一時金の支給を受けようとする者は、<u>出産育児一時金支給申請書(様式第8号)</u>に、<u>産科医療補償制度に加入する医療機関等(以下「加入分娩機関」という。)</u>において出産した場合は、<u>加入分娩機関が発行した当該印の押された領収書等を添付し、支部を経由して組合に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1. この規則は、平成21年4月1日から施行し、改正後の施行規則第13条の規定は、平成21年1月1日から適用する。</u></p> <p><u>(第13条条文の改正)</u></p>

平成21年1月1日より創設された産科医療補償制度の加入分娩機関で出産した場合に、出産育児一時金を3万円加算し38万円となり、当組合は一律38万円としたが加入分娩機関で出産した場合は、

加入分娩機関で出産したことを証明するスタンプを押された領収書又は請求書等の写しを出産育児一時金の申請書に添付する必要があることから、規約施行規則第13条に当該要件を規定した。

(7) 規約施行規則 (療養附加金)

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
<p>第16条 4. 療養附加金の申請の締め切りは、<u>集計した年の翌年2月末日</u>とし、締め切り日までに請求を履行しない場合は、受領権を放棄したものとみなす。</p>	<p>第16条 4. 療養附加金の申請の締め切りは、<u>療養附加金を算定した年度の翌年度の12月末日</u>とし、<u>締め切り日までに請求を履行しない場合は、受領権を放棄したものとみなす。</u></p>

療養附加金の算定期間を「8月から翌年の7月まで」から「4月から翌年の3月まで」に改正したことに伴い、療養附加金の申請の締切

日を「集計した年の翌年の2月末日」から「算定した年度の翌年度の12月末日」に改正した。

(8) 支部運営費等交付基準

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
<p>2 運営費等にかかる交付額は、各支部の<u>被保険者数</u>の規模に応じて区分された下表の額を交付する。</p>	<p>2 運営費等にかかる交付額は、<u>各支部の被保険者数及び後期高齢者組合員数</u>の規模に応じて区分された下表の額を交付する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1. この交付基準は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>

支部運営費の交付は、各支部の被保険者数の規模に応じて交付することとなっているが、平成20年度から75歳以上の組合員は被保険者で

ない後期高齢者組合員となることから、支部運営費交付基準を「被保険者数」から「被保険者数及び後期高齢者組合員数」に改正した。

2. 平成20年度除名処分

4支部、4人の1種組合員が除名処分となり、家族・従業員等24名が資格喪失した。

3. 平成21年度特定健診・特定保健指導

平成21年度は、国保ベースの集合契約Bタイプ及び全国規模の健診機関グループとの集合契約Aタイプの契約をして実施する。なお、

集合契約Aタイプは、当組合は健保連に加入していないので、事実上個別契約となる。

4. 創立30周年記念事業報告

平成20年3月22日に挙行された全国歯創立30周年記念事業の会計報告及び経過報告を行った。

創立30周年記念事業費（対20周年記念事業費比）

項目	30周年記念事業	20周年記念事業	比較	備考
1. 式典関係費	19,551,332	16,294,408	3,256,924	
(1) 会場費	279,510	899,000	▲619,490	
(2) 祝宴費	4,610,533	7,216,513	▲2,605,980	
(3) 記念品費	4,030,550	3,269,504	761,046	
(4) 印刷費	440,790	233,751	207,039	
(5) 胸章代	64,885	43,795	21,090	
(6) 賞状用筒、額縁	36,750	22,575	14,175	
(7) 傷害保険料	86,268	54,040	32,228	
(8) 旅費	9,621,600	4,341,700	5,279,900	
(9) プロジェクター、パネル	180,810	134,380	46,430	30周年はプロジェクター、20周年はパネル展示
(10) 雑費	199,636	79,150	120,486	
2. 記念誌（作成）費	12,978,000	37,677,930	▲24,699,930	
(1) 記念誌（三十年史）	11,915,400	15,277,930	▲3,362,530	三十年史（A4版 式典、支部編カラー） 二十年史（B5版 モノクロ）
(2) 国保のしおり	1,062,600	22,400,000	▲21,337,400	30周年（A4版 モノクロ） 20周年（A4版 カラー）
3. 記念誌（委員会、送料）費	7,844,448	11,091,005	▲3,246,557	
(1) 委員会費	3,061,801	5,791,005	▲2,729,204	旅費、傷害保険料、記念品代、20周年は記念誌の写真代含む
(2) 送料	4,782,647	5,300,000	▲517,353	
合計	40,373,780	65,063,343	▲24,689,563	

5. 被保険者証（保険証）の更新について

平成21年8月に保険証が更新されるが、引き続きクレジット機能付きカード保険証とする。これはクレジット機能付き被保険者証と一般の保険証から選択するものであるが、クレジット機能付き保険証の場合は、発行に係る費用は一切かからない。一般の保険証の場合も制作費用は掛からず、封入・封緘費用と送料のみという非常に有利なものであるので、クレジット機能付き保険証の普及に協力を願いたい。

6. 平成21年度支部別国保システム回線使用

料について

使用料の総額は20年度と同額の12,976,800円で、半額を東京事務所で負担し残りの半額を各支部の被保険者割で負担する。

7. 療養給付費の状況について

平成21年1月現在の療養給付費の状況は対前年度比3.85%減と、懸念されたインフルエンザの流行の影響も1月までは大きな影響が出ていない。しかし、20年度は7月まで8割給付であったために全体ではマイナス成長であるが、20年度も7割給付となった8月～1月を比較すると1.36%増となっている。

平成20年度療養給付費の状況（平成21年3月支払分現在）

診療月	平成19年度（円）	平成20年度（円）	年同月比（%）
4	467,193,820	424,893,481	▲9.05
5	490,368,669	428,511,461	▲12.61
6	492,449,046	417,858,240	▲15.15
7	487,150,183	446,203,814	▲8.41
8	418,893,174	396,404,328	▲5.37
9	395,008,653	402,369,709	1.45
10	465,006,799	471,739,904	1.45
11	438,713,685	418,115,299	▲4.70
12	426,945,515	476,194,984	11.54
1	436,079,603	450,921,607	3.40
2	425,054,268	—	—
3	465,051,684	—	—
合計	5,407,915,099	—	—
月平均値	450,659,592	433,321,283	▲3.85

- 【注】 ※1 金額は各府県連合会への支払金額
 ※2 平成20年7月までの8割給付部分
 ※3 平成20年8月から7割給付

8. 被保険者数及び後期高齢者組合員数について

□平成20年度被保険者数（平成21年1月31日現在）

		平成19年度（人）	平成20年度（人）	対前年度比（%）
組合員	1種	13,004	11,842	▲8.94
	2種	898	948	5.57
	3種	24,687	24,633	▲0.22
	合計	38,589	37,423	▲3.02
家族	1種	28,207	25,526	▲9.50
	2種	616	679	10.23
	3種	3,909	3,735	4.45
	合計	32,732	29,940	▲8.52
合計	1種	41,211	37,368	▲9.33
	2種	1,514	1,627	7.46
	3種	28,596	28,368	▲0.80
	総計	71,321	67,363	▲5.55

□平成20年度後期高齢者組合員数（平成21年2月1日現在）

平成20年3月13日現在（届出）			平成21年2月1日現在		
該当者	加入者	加入率	該当者	加入者	加入率
1,335	1,017	76.2	1,281	973	76.0

9. 3種女性組合員で義務教育終了迄の者を扶養している者に対する保険料軽減措置について

鈴木常務理事から全国歯関係の中で、保険料軽減措置について報告が行われた。

◎3種女性組合員の保険料軽減措置について

1. 対象者

3種女性組合員で義務教育終了迄の者を扶養している者

2. 保険料軽減内容

義務教育終了迄の者（家族）2人目以降の保険料を免除

3. 理由

全国歯の3種組合員数は24,772名、その中で女性が占める人数は23,169名で、3種組合員全体の93.53%を占めています。その中でも、義務教育修了迄の者を扶養している者は711名で、女性3種組合員の3.07%おります。そして、さらに義務教育修了迄の者1名を扶養している者が479名67.37%、2名を扶養している者201名28.27%、3名を扶養している者は31名4.36%です。

常務会、理事会で検討した結果、3種女性組合員の世帯の保険料が市町村国保に比べて高額になることが予想されるため、義務教育終了迄の家族2人目以降の保険料を免除することを提案し、了承されております。

保険料収入減額は、平成21年度8ヵ月分で、10,520,000円を見込んでおり、平成22年度は15,780,000円を見込んでおります。

4. 施行日

この案件については、平成21年7月の組合会に提出し、承認をされれば平成21年8月から施行していきたい。

10. 組合運営担当者会議及び役員と事務局の懇談会について

常務理事以上の役員の担当業務を決めている。今後必要に応じてそれぞれ総務、経

理、渉外、給付担当者会議を開催して「対話と合議」を重視した組合運営に努める。

又、役員と事務局職員との連携強化と事務局職員の自主性の強化を図る。

■ 議 事

第1号議案 規約の一部改正（案） について議決を求める件 今井専務理事

規約の一部改正（案）について、今井専務理事より次のように説明があり、質疑応答の後に採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。

第13条（出産育児一時金）

平成21年1月1日から産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合、1児につき3万円加算し38万円とするものであるが当組合の対応は、一律3万円引き上げ38万円とすること、及び同制度は平成21年1月1日から実施されているが、規約例が厚生労働省から出されたのが12月9日だったために、12月中に臨時理事会の開催及び臨時組合会の招集が間に合わなかったために、改正規約の施行日は平成21年4月1日であるが、第13条（出産育児一時金）は平成21年1月1日から適用を附則に規定する。

第18条（保険料の賦課額）

後期高齢者組合員の保険料の賦課額を現行の月額6,000円から1,000円引き下げて月額5,000円とする。

以上、規約第13条及び第18条第1項第四号についての規約の一部改正（案）について議決を求めるものである。

規約一部改正（案）新旧条文比較対照表

（下線部が改正部分）

現 行	改 正
<p>（出産育児一時金） 第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し、出産育児一時金として<u>350,000円</u>を支給する。</p> <p>（保険料の賦課額） 四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として<u>月額6,000円（年額72,000円）</u>とする。</p>	<p>（出産育児一時金） 第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し、出産育児一時金として<u>380,000円</u>を支給する。</p> <p>（保険料の賦課額） 四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として<u>月額5,000円（年額60,000円）</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1. この規約は、平成21年4月1日から施行し、改正後の規約第13条の規定は、平成21年1月1日から適用する。</u></p> <p><u>2. 平成21年1月1日前に出産した被保険者に係る規約第13条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</u> <u>（第13条出産育児一時金の改定、第18条後期高齢者賦課額の改定）</u></p>

**第2号議案 平成21年度事業計画（案）
について議決を求める件 今井専務理事**

平成21年度事業計画（案）について、今井専務理事より次のように説明があり、質疑応答の後に採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。

I 概 況

昭和36年の国民皆保険の創設以来の最大級と位置付けられる医療制度改革が平成18年度から20年度にわたって実施された。今回の改革は医療費適正化計画という医療費の削減を目的としたものであり、その主要部分が平成20年度に実施された。

後期高齢者医療制度は実施早々にその呼称を長寿医療制度と改めた上で、「高齢者医療制度に関する検討会」で議論されている。

高齢者の負担増の緩和措置として被用者保険の被扶養者の保険料を開始から6カ月凍結し

それ以降の6カ月は9割軽減とし、70歳～74歳の者の医療費自己負担増（1割→2割）を1年間凍結したが、これらの凍結措置は1年間延長し平成22年3月まで継続することとなった。

旧政管健保への国庫負担の一部を被用者保険等に肩代わりさせると同時に国保組合への定率補助を32%から28%に削減することが決まっていたが、この特例法案が12月に廃案となった。しかし、このことは幾つかの健保組合が解散に追い込まれるという副作用も生じている。出産育児一時金は平成21年1月から産科医療補償制度の創設に伴い、3万円引き上げられ、10月からは更に4万円引き上げられるが、これは平成23年3月までの暫定措置で23年度以降の出産育児一時金のあり方を含め、出産に係る保険給付等を検討するとしている。

このように、医療制度改革が完全に定着するには少し時間を要する状況である。こうした状況の中、21年度の支援金、納付金の合計額が予算ベースで対前年比31.65%の増とな

り、法定給付費と支援金、納付金の合計額の保険料に占める割合が96.40%となるなど財政運営も厳しさを増すことが予想される。

I 基本方針

医療保険制度の変革の時代にあって厳しい環境にあるが、保険料の引き上げを行わず組合方式の保険者機能を発揮した事業運営を行い、被保険者の疾病に対する保険給付と健康管理を推進する保健事業を実施する。

II 実施事業

1. 保険料

一 基礎賦課額

(1) 所得割賦課額

種 別	賦課率・賦課額(月額)
1種組合員 (保険診療取扱者)	6.5/1000
	上限 32,500円
	下限 4月 1,900円 5~3月 1,600円
保険診療未扱者 (医療法人を含む)	32,500円
矯正を標榜する者 (医療法人を含む)	32,500円
1種組合員の勤務医	15,000円
保険診療報酬の把握できない者	32,500円

(2) 均等割賦課額

種 別	賦課額(月額)
1種組合員	4,700円
1種組合員の家族	2,700円
2種組合員	13,200円
2種組合員の家族	2,700円
3種組合員	5,700円
3種組合員の家族	2,700円
後期高齢者組合員の家族	2,700円

二 後期高齢者支援金等賦課額

種 別	賦課額(月額)
組合員及び組合員の世帯員	1人当たり 2,300円

三 介護納付金賦課額

種 別	賦課額(月額)
組合員及びその世帯員のうち40歳から65歳未満の者	1人当たり 2,700円

四 後期高齢者賦課額

種 別	賦課額(月額)
後期高齢者組合員	1人当たり 5,000円

2. 療養給付費等の支給

(1) 給付割合

種 別	給付割合
1.組合員	7割
2.家族	7割
3.義務教育就学前まで	8割
4.前期高齢者(70歳~74歳) ・現役並み所得者 ・一般所得者	7割 ※8割

※高齢者の医療に係る「凍結措置」により、平成22年3月まで9割に据え置く

(2) 歯科給付

組合員及びその家族は歯科給付を受けられるが、下記の「歯科給付制限」に該当する項目は歯科給付の対象外となる。

なお、歯科給付制限に該当する項目であっても、「歯科給付制限の特例措置」に該当する場合は歯科給付の対象とする。

1. 歯科給付制限の項目

(1) 自家診療

① 1種組合員

1種組合員の診療所では、1種組合員とその家族及び近親者（2親等まで）の診療

② 2種・3種組合員

2種・3種組合員の勤務する診療所における2種・3種組合員及びその家族

(2) 1種家族

1種家族の歯科給付は対象外

(3) 1種・2種組合員

①初診・再診時の加算項目

②鑄造歯冠修復物

③補綴関係

なお、終末処置の鍊成充填は給付する。

2. 歯科給付制限の特例措置

1種・2種組合員及び1種組合員の家族は、下記の事由がある場合は歯科給付が受けられる。ただし、「歯科診療承認申請書（様式26号）」を提出し、承認を得なければならない。

歯科給付制限の特例措置と歯科診療承認申請の方法

	特 例 措 置	申 請 方 法
1.	1種組合員の家族が入院中に歯科診療を受けた場合。	申請の必要なし。
2.	口腔領域の特殊な疾患（悪性腫瘍、顎骨骨折、唇・口蓋破裂等）の場合。	”
3.	1種組合員が疾病等で療養中による休診の場合。	1種組合員が申請することにより、2種組合員及び1種組合員の家族の申請は必要なし。
4.	1種組合員が閉院等により診療ができない場合。	”
5.	1種組合員の家族で自宅を離れて修学中（卒後研修を含む）の者。ただし、終末処置は鍊成充填、インレーまでとする。	歯科給付を受けようとする者がその都度申請し、在学証明書の添付を要する。
6.	その他特別の事情がある場合。	歯科給付を受けようとする者がその都度申請する。

【付記事項】

- ① 修学中の者は、修学地での診療のみが対象。
- ② 特殊な疾患の場合の対象となる医療機関は、原則として、国公立病院、大学病院、私立病院等の歯科及び口腔外科並びに専門歯科医が常勤し、入院設備があり支部長が認めた歯科診療所。
- ③ 特例措置により歯科給付を受けようとする者は、保険料が納期までに完納されていること。

(3) 高額療養費の支給

同一被保険者が同一月内に、同一診療所で支払った一部負担金が自己負担限度額を超える場合、申請により支払った一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給する。

また、入院に係る高額療養費は、あらかじめ保険者に申請して自己負担限度額に係る認定証の交付を受けている場合は、高額療養費は現物給付とし、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額に止めることができる。

高額療養費の自己負担限度額

年齢層	所得層	自己負担限度額（1ヶ月当たり）		
70歳未満	上位所得者 (年間所得600万円以上)	150,000円 + <総医療費 - 500,000円> × 1% (83,400円)		
	一般	80,100円 + <総医療費 - 267,000円> × 1% (44,400円)		
	低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 (24,600円)		
70歳以上 75歳未満	所得層	外 来	自己負担限度額（1ヶ月当たり）	
	現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円 + <総医療費 - 267,000円> × 1% (44,400円)	
	一般 ※2	24,600円	62,100円 (44,400円)	
	低所得者	Ⅱ	8,000円	24,600円
		Ⅰ (年金収入80万円以下)	8,000円	15,000円

※1 多数該当

() 内の金額は多数該当（過去12ヶ月間に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合。

※2 高齢者医療に係る凍結措置

高齢者の医療に係る「凍結措置」により、平成22年3月まで下記のとおり凍結される。

- ・ 外来 24,600円→12,000円
- ・ 入院 62,100円→44,400円

※3 75歳到達月における自己負担限度額の特例

75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度（国保・被用者保険）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1とする。

(4) 高額医療・高額介護合算制度

高額療養費の算定対象世帯において介護保険受給者がいる場合、被保険者の申請により、医療と介護の自己負担

額を合算し、一定の自己負担限度額を超える自己負担について療養費として支給する。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額

		医療保険+介護保険 (年額) (70歳~75歳未満)	医療保険+介護保険 (年額) (70歳未満を含む)
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円	126万円
一 般		62万円 (56万円)※3	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

- ※1 年額は8月1日から翌年7月31日までの1年間
- ※2 初年度の合算期間は平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16ヵ月となるため上記限度額は4/3を乗じた額となる
- ※3 70歳~75歳未満の一般は自己負担限度額の62万円は、高齢者の医療に係る凍結措置により平成22年3月31日まで56万円となる。

(5) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産した時は、申請により出産育児一時金を支給する。

ただし、産科医療補償制度に加入している医療機関等（加入分娩機関）で出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明するスタンプが押された領収書又は請求書等の写しを出産育児一時金の申請書に添付しなければならない。

種 別	金 額
1児につき	380,000円

(6) 葬祭費の支給

組合員及びその家族が死亡した時は申請により葬祭費を支給する。

種 別	金 額
①1種組合員	200,000円
②2種組合員	100,000円
③3種組合員	100,000円
④1・2・3種組合員の家族	50,000円
⑤後期高齢者組合員の家族	50,000円

(7) 療養費の支給

療養の給付が困難なときは、申請により療養費を支給する。（コルセット等の装具装着など）

(8) 海外療養費の支給

被保険者が海外において療養を受けた場合、申請により海外療養費を支給する。

(9) 移送費の支給

入院、転院、又は通院の際に歩行が困難なためタクシー等で移送した場合、また、骨髄、臍帯血の搬送に要した費用について、申請により移送費を支給する。

(10) 傷病手当金の支給

組合員が5日以上継続して入院した場合、申請により傷病手当金を支給する。

ただし同一年度内90日を限度とする。

種 別	金額 (1日につき)
①1種組合員	4,000円
②2種組合員	1,500円
③3種組合員	1,500円

(11) 療養附加金の支給

組合員が療養のため保険医療機関に一部負担金を支払った時は、申請により療養附加金を支給する。

3. 被保険者の指導

- (1) 加入直後の受診者に対する指導
- (2) はしご受診者に対する指導
- (3) 県外受診者に対する指導
- (4) 柔道整復の適正な受診のための調査・指導

4. 保健事業

(1) 保健事業費の交付

種 別	金 額
①定額交付分 (1支部当たり)	1,550,000円
②被保険者割交付分 (被保険者1人当たり)	440円

(2) 節目健診事業

組合員及び節目健診に該当した1種組合員の被保険者である配偶者に対して、1人当たり30,000円まで補助する。

対象者

① 1種組合員・2種組合員

1種組合員・2種組合員のうち、平成21年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者

② 1種組合員の配偶者

①に該当した1種組合員の配偶者。この場合の配偶者の年齢は問わない。

③ 3種組合員

3種組合員のうち、平成21年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。

補助金の額

節目健診の補助金の額は、同一年度内1回の健診に限り、30,000円を限度として支給する。

申請手続

①節目健診補助金申請書（様式43号）を支部に提出する。ただし、申請は同一年度1回限り。

②申請書には領収書を添付する。

(3) 特定健康診査・特定保健指導

一 特定健康診査

①40歳～74歳の組合員及び家族を対象に特定健康診査を実施する。

②受診は「特定健康診査・特定保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関に委託して実施する。

③費用は次のとおりとする。

・基本項目 自己負担 0割

・詳細項目 自己負担 0割

ただし、特定健康診査項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担となる。

二 特定保健指導

①特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者を対象に特定保健指導を実施する。

②指導は「特定健診・特定保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関に委託して実施する。

③費用は次のとおりとする。

・動機付け支援 自己負担金 0割

・積極的支援 自己負担金 0割

(4) 資金貸付事業

①高額療養費資金貸付事業

被保険者が高額療養費の支給の対象となった時、申請により貸し付ける。

②出産費資金貸付事業

被保険者が出産した時、申請により貸し付ける。

(5) 医療費通知の実施

被保険者に対する医療費通知を実施する。

(6) 健康家庭表彰

3年間一度も保険給付を受けなかった健康家庭に対し、記念品を贈呈する。

(7) 健康啓発事業の実施

組合員の健康増進のために、節目健診等一般健診の受診率の向上を図り、又、平成20年度から特定健診・特定保健指導が保険者に義務化されることに伴い、当組合が的確に実施できるように、被保険者に周知し理解を得られるように啓発活動を行う。

(8) 後期高齢者組合員の保健事業

後期高齢者組合員に対して次の事業を行う。

① 傷病見舞金の支給

後期高齢者組合員が5日以上継続して入院した場合、申請により傷病見舞金を支給する。ただし、同一年度内90日を限度とする。支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。

1日につき	4,000円
-------	--------

② 死亡見舞金の支給

後期高齢者組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対して死亡見舞金を支給する。

後期高齢者組合員	200,000円
----------	----------

5. レセプト点検の実施

レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行うとともに、費用対効果の効率化に努める。

6. 広報活動の実践

- (1) 組合報の発行
- (2) ホームページの活用

Ⅲ 諸会議の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議を開催及び職員の研修会の開催とともに関係団体の開催する諸会議に出席する。

Ⅳ 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

第3号議案 平成21年度歳入歳出予算(案)について議決を求める件 鈴木常務理事

鈴木常務理事から平成21年度歳入歳出予算(案)について、プロジェクターを用いて説明があり、質疑応答の後採決に入り全員挙手により可決承認された。

【趣旨説明の要旨】

(歳入)

平成21年度より後期高齢者賦課額が引き下げになり前年度を下回る額を計上したが、全体の保険料賦課額としては、前年度より約6,400万円上回る87億円を計上した。国庫支出金は、全体として前年度より約3億3,000万円を上回る約33億9,000万円を計上することとなった。

(歳出)

保険給付費は、前年度より約4億2,000万円下回る約63億2,000万円を計上した。しかし、後期高齢者支援金が前年度より約3億3,000万円上回る約28億9,000万円、前期高齢者納付金が前年度より約8億円上回る約13億5,000万円、介護納付金が前年度より約1億2,000万円上回る約10億9,000万円、これらを合わせると約53億3,000万円となり、前年度より約12億5,000万円上回っている。

老人保健拠出金は、19年度の精算分のみ
計上で前年度より約2億8,000万円下回る17万
4,000円となっている。

保健事業費は、4,900万円下回る約2億8,00
0万円を計上している。前年度は、2年分の
節目健診事業を行うための予算を計上してい
た。

平成21年度歳入歳出予算（案）は、13,227,
921,000円であり、前年度と比較して401,235,
000円上回った。



鈴木常務理事

全国歯科医師国民健康保険組合
平成21年度 歳入歳出予算書総括表

歳 入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 国民健康保険料	8,701,201	8,637,157	64,044
2. 国庫支出金	3,395,455	3,060,626	334,829
3. 前期高齢者交付金	1	1	0
4. 共同事業交付金	99,234	102,121	▲2,887
5. 財産収入	17,168	14,322	2,846
6. 繰入金	3	1	2
7. 繰越金	1,000,000	1,000,000	0
8. 諸収入	14,859	12,458	2,401
歳入合計	13,227,921	12,826,686	401,235

歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 組合会費	17,600	16,200	1,400
2. 総務費	614,202	631,361	▲17,159
3. 保険給付費	6,320,939	6,744,640	▲423,701
4. 後期高齢者支援金	2,891,848	2,557,765	334,083
5. 前期高齢者納付金	1,352,283	551,638	800,645
6. 老人保健拠出金	174	287,359	▲287,185
7. 介護納付金	1,096,026	974,141	121,885
8. 共同事業拠出金	141,987	146,101	▲4,114
9. 保健事業費	283,280	332,404	▲49,124
10. 積立金	10,004	30,002	▲19,998
11. 諸支出金	1	1	0
12. 予備費	499,577	555,074	▲55,497
歳出合計	13,227,921	12,826,686	401,235

全国歯科医師国民健康保険組合
平成21年度歳入歳出予算書

歳入

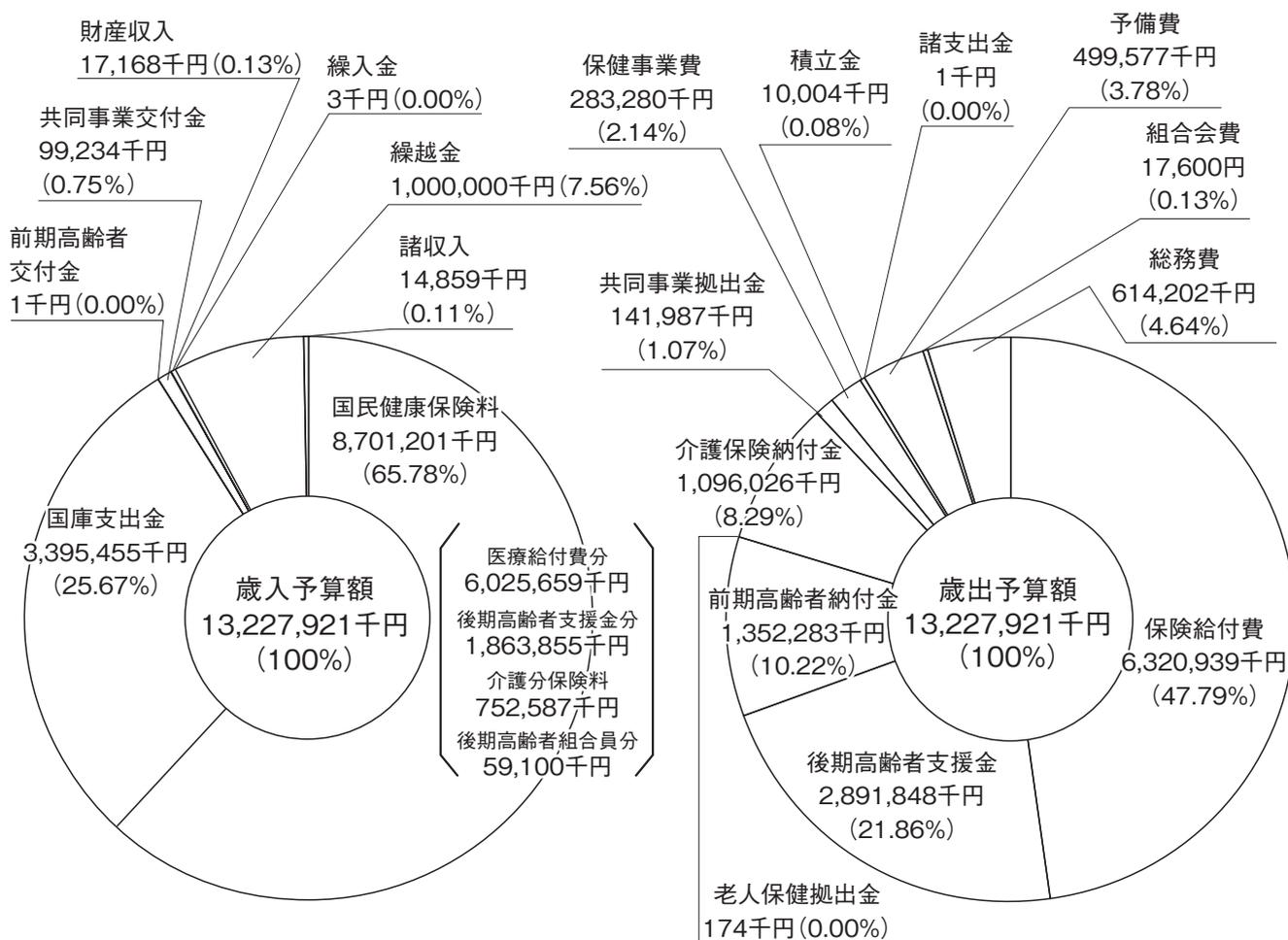
(単位：千円)

款	項	予 算 額
1. 国民健康保険料		8,701,201
	1. 国民健康保険料	8,701,201
2. 国庫支出金		3,395,455
	1. 国庫負担金	48,333
	2. 国庫補助金	3,347,122
3. 前期高齢者交付金		1
	1. 前期高齢者交付金	1
4. 共同事業交付金		99,234
	1. 共同事業交付金	99,234
5. 財産収入		17,168
	1. 財産運用収入	17,168
6. 繰入金		3
	1. 給付費等支払準備金繰入金	1
	2. 役員退職慰労金繰入金	1
	3. 職員退職手当繰入金	1
7. 繰越金		1,000,000
	1. 繰越金	1,000,000
8. 諸収入		14,859
	1. 延滞金及び過料	1
	2. 立替収入	1
	3. 預金利子	14,853
	4. 雑収入	4
歳入合計		13,227,921

歳出

款	項	予 算 額
1. 組合会費		17,600
	1. 組合会費	17,600
2. 総務費		614,202
	1. 総務管理費	614,201
	2. 徴収費	1
3. 保険給付費		6,320,939
	1. 療養諸費	5,350,636
	2. 高額療養費	427,884
	3. 移送費	1,000
	4. 出産育児諸費	275,620
	5. 葬祭費	21,200
	6. 傷病手当金	67,264
	7. 療養附加金	177,335
4. 後期高齢者支援金		2,891,848
	1. 後期高齢者支援金	2,891,848
5. 前期高齢者納付金		1,352,283
	1. 前期高齢者納付金	1,352,283
6. 老人保健拠出金		174
	1. 老人保健拠出金	174
7. 介護納付金		1,096,026
	1. 介護納付金	1,096,026
8. 共同事業拠出金		141,987
	1. 共同事業拠出金	141,987
9. 保健事業費		283,280
	1. 特定健康診査等事業費	125,226
	2. 保健事業費	158,054
10. 積立金		10,004
	1. 積立金	10,004
11. 諸支出金		1
	1. 償還金	1
12. 予備費		499,577
	1. 予備費	499,577
歳出合計		13,227,921

全国歯科医師国民健康保険組合
平成21年度歳入歳出予算に占める各款別構成割合



■ 当日質問

〔質疑応答の要旨〕

Q 組合会日程について、一昨年に第3水曜日の開催について配慮願いたいとの発言があったが、それについて執行部の考えを伺いたい。
(岩手県支部 中屋敷修議員)



中屋敷議員

A 21年度については報告のとおりので日程で理事会で決定しておりますので、この日程で開催

させていただきます。日曜日の開催については、結婚式等で会場の確保が困難であると事務局が調べて報告を受けております。しかし、今後については議員の先生方の強い要望があれば検討させていただきますと思います。

Q 全歯連に21年4月1日から再加入したと報告を受けており、又事業計画にも各種団体との連携がありますが、今回加入する意味・意義があ



陳議員

と思うが何も報告がない。20の議決権、役員はどうなのか、あるいは支部と全歯連との関わりについて説明をお願いしたい。

(京都府支部 陳正和議員)

A 全歯連への加入については21年4月1日から決まっています。役員については、先日全歯連からの推薦及び選出について報告の依頼が届いたところで、副会長、選挙管理委員会・予備委員の推薦及び理事、調査委員の選出について、先程組合会に先立って11時から開催された常務会に諮り承認されたところです。これから全歯連に報告書を提出し承認を受けることとなります。理事会にも未報告の件ですので決まった段階で報告と考えておりました。又、20府県が加入するというのですが、全歯連の加入は組合単位の加入となります。全歯連の地区割は北海道・東北地区、関東地区、東海・近畿地区、中国・四国・九州地区で全国歯は1地区となっています。議決権は、各会員に所属する被保険者数並びに75歳以上の組合員数の合計を基準として決めることとなります。

Q 今年度の特定健診の全国歯の受診状況についてお伺いしたい。それと受診率が達成されないとペナルティがあると言うが具体的に教えてください。(栃木県支部 川嶋仁一議員)



川嶋議員

A 受診券の発券が12月という状況だったのですが、2月現在で該当者が26,029人、受診者が1,429人、受診率5.47%、そのうち受診された方の階層化ですが積極的支援該当者107人動機付け支援該当者96人となっています。

ペナルティについては、後期高齢者支援金をプラス・マイナス10%の範囲で加算・減算する

というのですが、24年度の実績評価で25年度から開始すると聞いています。又、評価の方法を23年度までに決めると説明を受けています。加算・減算の方法は目標の達成状況の数値化の基となるデータは健診データの把握率、保健指導の実施率、内臓脂肪型肥満に起因する生活習慣病患者・予備軍の減少率等ということです。24年度の国が示す基準の参酌標準目標値は国保組合が70%、健保組合80%ですが健保組合の本人は労安法に基づく事業所健診がほぼ100%出来ることが前提となっているようですが、私どもは事業所健診の結果から特定健診のデータを提供して頂くのが大変です。広域国保組合の場合は24年度の目標値の70%達成は容易ではないと思います。

Q 出産育児一時金の支給は97%の医療機関が加入していることを基に3万円加算するというのですが、領収書に印を押してなくとも、又は加入していない医療機関で分娩した場合でも3万円加算するというのですか。

(福井県支部 岸本敏郎議員)



岸本議員

A 当組合の対応は、産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産か否かに拘らず一律38万円支給します。何故、加入分娩機関で出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明するスタンプを押した領収書等の写しを申請書に添付する必要があるかと言いますと、国庫補助が加入分娩機関で出産した場合に限り補助されることから、所定のスタンプを押した領収書等の添付が必要です。

Q 特定健診の24年度の評価で、後期高齢者の支援金にプラスマイナス10%のペナルティの問

題があるが、執行部も受診促進のための啓発等に努力していると承知しているが、節目健診とからめて実施することは検討に値することではないか。もう一つは節目健診の申請期間が2月末ですが、年度末の3月末にならないか。

(京都府支部 陳正和議員)

A 特定健診の国保ベースの集合契約（集合契約Bタイプ）の場合の実施体制の構築は、基本的には各都道府県の保険者協議会で決められます。契約の方法は全協に集合契約に係る委任状を提出し、全協から各都道府県の代表保険者に契約の依頼をします。次に各都道府県の代表保険者と医療機関・健診機関の代表（とりまとめ）機関とで契約を締結します。

つまり、私どもが医療機関・健診機関と直接契約内容について協議する場がないのです。又、受診券は1保険者1様式で発行しなければならないという仕組みの中で全国歯が節目健診とからめると言うのは、節目健診も一定した内容の健診ではありませんので困難と思います。21年度は国保ベースの集合契約Bタイプに加えて全国規模の健診機関グループの2グループと集合契約Aタイプの契約をし、特定健診の実施体制の充実を図りますが、契約内容については、健診機関と健保連が協議して決めた内容で契約することになります。節目健診及び支部の健診事業を特定健診として実施するのは難しい状況です。

Q 後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金が増額になっている中で、他は歳出努力で減になっていることは感謝します。保健事業費が対前年比で9,618万円減になっていること及び役職員退職死亡給与積立金が前年度は1千万円拠出しているが今年度は1,000円の項目計上になっていることについてお伺いしたい。

(京都府支部 陳正和議員)

A 保健事業費が減になっているのは、節目健診が20年度は2年分でしたが21年度は1年分になったためです。退職金については、事務局それから今います役員すべて退職した場合についても十分それだけの額で間に合っているために今年度は項目計上の1,000円としております。

(鈴木常務理事)

[要望]

京都府支部では、20年度の保健事業として1種、2種、3種組合員及び後期高齢者組合員にインフルエンザ予防接種助成を実施した。これを家族までこういう輪を広げたいが財源の問題があるので何らかの手当てを頂けないか。

■事前質問

[質疑応答]

Q 後期高齢者組合員の中に1種組合員がいる場合、本来は所得割保険料を頂くべきと考えるが全国歯としての対応は如何されているか。

日本歯科医師会では、終身会員になった場合に会員から1名が代表会員となり、会費納入の義務を負わされて会費を支払うことになっているが、それと同様の体制はとれないか。

(富山県支部 川口義治議員)



川口議員

A 後期高齢者組合員は、後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険給付は後期高齢者医療制度を運営する都道府県広域連合から給付されます。そして保険料も都道府県広域連合に納付することになります。当組合の所得割保険料に相当する部分も応能割保険料として納付します。後期高齢者は当組合の組合員ではありますが、被保険者ではないので保険給付はできませんので給付に係る保険料は所得割も均等割も頂けません。75歳未満の家族・従業員は被保険者として保険給付を受けられるので、所得割保険料がないのは矛盾を感じますが、そういう制度でございますのでご理解賜りたい。

後期高齢者には保健事業として傷病見舞金と死亡見舞金の支給を実施し、そのための保険料

を頂いています。

日歯の終身会員と同様の対応はと言うご質問は、当組合の後期高齢者組合員も1種組合員ですので保険料の一括納付義務者として、本人及び2種、3種組合員に係る保険料を一括納付している。又、日歯の終身会員は会費は免除するが一切の権利は失われないが、後期高齢者組合員の場合は国保組合の被保険者資格が失われると言う大きな違いがある。

Q 特別支部運営費交付金は、前年度実績を基に金額を算定し、6月の理事会の議を経て、7月の組合会に報告され、8月上旬の交付となっている。しかし、支部の運営費及び事業費の予算に占める割合が大きいため、健康保健事業の立案、実施に支障をきたしている。集計期間を前年1月から12月あるいは前々年度とするなど、会計年度の始まる前に公表することはできないか。(岡山県支部 酒井昭則議員、代読 南哲之介議員)



南 議員

A 特別支部運営費交付金は、ご指摘のように前年度の4月から3月までの収支決算に基づいて算定しているが、算定期間を1月から12月とするなど検討し、各支部の事業計画・予算編成に大きく影響することなので、2月頭ぐらいには数字だけでもお知らせできるようにしたいと考えている。しかし、交付基準の改正等もあり、21年度は間に合わないので22年度からでござ了解賜りたい。

Q 特定健診の厚労省の目標である5年後の受診率70%達成に向けて、どのような思索があるかお聞かせ願いたい。又、各支部の人間ドック、従業員健診等の受診者(40~74歳)は、毎年とか隔年に受診する組合員と、受診しない組合員

は殆ど受けませんが、これらの組合員を受診させるための対策についてお聞かせ願いたい。

(山梨県支部 三沢茂議員)



三沢議員

A 特定健診の受診率向上の施策としては、国保ベースの集合契約Bタイプに加えて、全国規模の健診機関グループとの集合契約Aタイプと契約し、健診体制の充実を図る。次に、特定健診を解り易く説明したパンフレットを現在試作中ですが、これを該当者に受診券に同封すること、全国歯報を通じてのPRもしたいと考えている。20年度は受診券の発券が大幅に遅れたが、今年度は6月位には発券できるよう努力している。又、節目健診については「節目健診のご案内」を該当者に配布し、その後にもう一度、受診していない方や申請漏れがないかハガキを出すこととしている。

各支部の健診事業については、支部ごとに内容、方法及び助成金額等の実施方法がそれぞれ異なるので、各支部で色々工夫して頂ければ有り難い。

〔関連質問〕

Q 特定健診の契約形態は単年度ごとに契約するのか、それとも一度契約するとそのまま継続するのか。契約に当たって全国歯は全協に委任状を提出するとのことですが、広域国保組合と単県国保組合とで契約上のシステムの違いがあるのかお聞かせ願いたい。

A 特定健診の委託契約は単年度の契約となります。これは、都道府県の代表保険者も原則的には毎年交代することになっていること及び医療機関、健診機関等も毎年異動があるためと思います。

2点目の広域国保組合と単県国保組合で契約上の違いがあるかについては、基本的には個別契約をするか集合契約にするかは、単県国保、広域国保による違いはありません。しかし全国歯のような広域の国保組合が国の定める委託基準を満たした全国の医療機関・健診機関を探して一つ一つ契約を締結するというのは現実的ではないので、国保ベースの契約は集合契約にならざるを得ない。単県国保の場合はその都道府県内の医療機関・健診機関との契約になりますので個別契約も可能です。

全国歯の場合は実施体制等を協議する保健者協議会に参加してなく、集合契約は全協、都道府県の代表保険者、国保連合会等色々の団体・組織のお世話になり進める作業ですので広域国保の難しさがあります。

〔事前質問〕

Q 後期高齢者医療制度の施行に伴う負担増の緩和策が講じられ、全国歯においては、平成20年度予算において、前期高齢者納付金15億円のところ、3分の1の額となった。これについて21年度以降の状況をお聞かせ願いたい。併せて、国庫補助等も含め、全国歯をめぐる今後の財政見込についてお聞かせ願いたい。

(新潟県支部 五十嵐治議員)



五十嵐議員

A 20年度の当初予算の前期高齢者納付金は、本来額の3分の1で約5億5,000万円でしたが、決算見込額は7億3,200万円となっている。21年度の予算額は13億5,200万円（暫定値）、22年度の推定額は約20億円～22億円を見込んでいる。因に、21年度の後期高齢者支援金等、前期高齢者

納付金等、介護納付金の合計の予算ベースの対前年度比31.65%増である。

国庫補助の状況は、政管健保特例法案が廃案となり、取り敢えず32%を維持できた。

全国歯の今後の財政見込は、平成16年度に保険料の値上げと17年度と19年度に給付割合を1割ずつ下げ、7割給付としたこと等から20年度の決算見込では剰余金が約30億円となる。

しかし、21年度予算の保険給付費と支援金・納付金合計額の保険料に占める割合が96.40%となり、3.60%で組合会費、総務管理費、保健事業費等を賄えないので剰余金から約5億円繰り入れての予算編成となった。21年度は老健の清算分の返還金があるものの、22年度以降は前期高齢者納付金が本来額となり、現行の保険料賦課額を前提にした単年度収支をプラスに維持するのはかなり厳しいと認識している。

閉会の辞 又吉副理事長

本日は年度末のお忙しいところ、又、悪天候の中、20支部からご参集頂きまして有難うございました。理事長はじめ各担当者の説明で我々を取り巻く環境の厳しさをご理解頂いたものと思います。各地域にお帰りになりまして組合員にお伝え願いたいと思います。平成21年度事業計画、予算につきまして、皆様の貴重なご意見を賜り、可決承認して頂き有難うございました。皆様からいただきました貴重なご意見を参考にして理事長はじめ執行部は鋭意努めて参りたいと思いますので、今後ともご協力を賜りますようお願いいたします。



又吉副理事長

平成21年度会議開催予定表

全国歯科関係				関係団体	
	日(曜)	会議名	場所	会議名	場所
H21年 4月	17日(金)	事務研修会 15:00	沖縄県那覇市		
	19日(日)	事務研修会 8:30	沖縄県那覇市		
	22日(水)			全協関東甲信越支部幹事会 12:30	厚生会館
5月	13日(水)	第1回常務会 13:00	東京事務所		
	21日(木)			全歯連理事会・調査委員会・選挙管理会	日本歯科医師会館
	28日(木)			全協関東甲信越支部総会 13:30	横浜市 キヤメロットジャパン
6月	11日(木)			全協第53回通常総会 15:00	福岡市 ホテルオークラ福岡
	23日(火)	第1回監事会 15:00	東京事務所	全協事務(局)長研修会	箱根湯本富士屋ホテル
	24日(水)	第2回常務会 11:00	中野サンプラザ	〃	箱根湯本富士屋ホテル
		第1回理事会 13:00	中野サンプラザ		
7月	9日(木)			全協理事長・役員研修会	箱根湯本富士屋ホテル
	10日(金)			〃	箱根湯本富士屋ホテル
	22日(水)	第3回常務会 11:00	中野サンプラザ		
		第65回通常組合会 13:00	中野サンプラザ		
8月					
9月	10日(木)			全協職員研修会	九段会館
	25日(金)			全協理事長・役員研修会	八重洲富士屋ホテル
10月	8日(木)			全歯連理事会・通常総会	日本歯科医師会館
	21日(水)	第4回常務会 13:00	東京事務所		
11月	9日(月)			全協保健事業推進担当者研修会	こまばエミナース
	10日(火)			〃	こまばエミナース
	11日(水)	第5回常務会 11:00	中野サンプラザ		
	18日(水)	第2回理事会 13:00	中野サンプラザ		
	中旬			国保組合被保険者全国大会	東京都内
				全協関東甲信越支部事務(局)長研修会	厚生会館
12月	3日(木)			全歯連調査委員会	日本歯科医師会館
	下旬			全協予算対策本部	厚生会館
H22年 2月	5日(金)			全協事務(局)長研修会	九段会館
	17日(水)	第6回常務会 13:00	東京事務所		
	23日(火)	第2回監事会 15:00	東京事務所		
	24日(水)	第7回常務会 11:00	中野サンプラザ		
		第3回理事会 13:00	中野サンプラザ		
3月	12日(金)			全協第54回通常総会	明治記念館
	24日(水)	第8回常務会 11:00	中野サンプラザ		
	(未定)	第66回通常組合会 13:00	中野サンプラザ	全歯連通常総会	東京都内

お知らせ

出産育児一時金の支給額 が変わりました

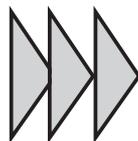
■ 出産育児一時金

被保険者が出産した場合の出産育児一時金の支給額が35万円から38万円に引き上げられました。

平成20年12月31日まで

支給額
(1児につき)

35万円



平成21年1月1日から

支給額
(1児につき)

38万円

■ 産科医療補償制度に加入している医療機関等（加入分娩機関）で出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明するスタンプを押された領収書又は請求書等の写しを出産育児一時金の申請書に添付しなければなりません。

■ 平成21年1月1日から3月31日までに出産され、すでに出産育児一時金35万円支給された方には3万円を追加支給されます。この場合の申請手続きは必要ありません。

※ 出産育児一時金には妊娠4カ月以上の死産・流産も含まれます。

※ 産科医療補償制度とは、分娩機関と妊産婦の契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金が支払われる制度です。

お知らせ

70～74歳までの方

窓口負担は1割に据え置かれます

平成21年4月から平成22年3月まで

1割負担

- 70～74歳の一般所得者の窓口負担は、医療制度改革により、平成20年4月から2割負担になるところを高齢者の医療に係る凍結措置により平成20年4月から平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれていたが平成21年4月から平成22年3月までの1年間延長されます。

後期高齢者医療制度へ移行した月の自己負担限度額が

平成21年1月から

2分の1になりました

例 75歳到達月における自己負担限度額の特例（所得層が一般の場合）

- 平成20年12月まで ▶ 両制度の自己負担限度額を負担することで、前月までの2倍でしたが
- 平成21年1月から ▶ それぞれの制度で2分の1の自己負担限度額になることで合計して前月までと同じ限度額となる。

平成20年12月まで		75歳到達日		平成21年1月から	
	4月	5月	6月	7月	
国保	44,400円	44,400円			44,400円
長寿医療			44,400円	44,400円	
自己負担限度額	44,400円	88,800円		44,400円	44,400円
国保	44,400円	22,200円			44,400円
長寿医療			22,200円	44,400円	
自己負担限度額	44,400円	44,400円		44,400円	44,400円

節目健診のご案内

21年度・節目健診の対象者の方は 健診を受けましょう

組合員の健康保持増進を目的に、節目健診を実施しております。
該当になった1種組合員の先生の奥様も年齢にかかわらず対象者となります。
この機会に是非、人間ドック等の健康診査を受診して下さい。

対象者

- (1) 1種組合員・2種組合員のうち、今年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する方。
- (2) 対象者となられた1種組合員の被保険者である配偶者の方。この場合の配偶者の年齢は問いません。
- (3) 3種組合員のうち、年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する方

補助金の額

節目健診の補助金の額は、同一年度内 **1回の健診** に限り、**30,000円を限度**として支給します。

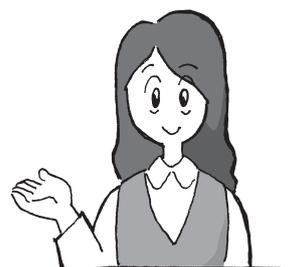
申請手続

- (1) 節目健診の補助金の支給を受ける方は、節目健診補助金申請書（様式43号）を支部に提出して下さい。
ただし、申請は同一年度1回限りとします。
- (2) 申請書には領収書を添付して下さい。

申請の期限

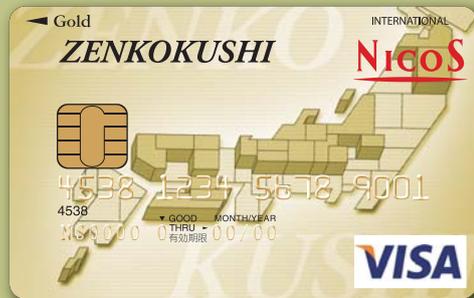
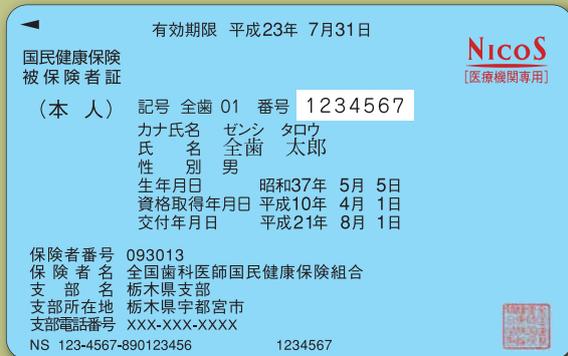
節目健診の補助金の申請を提出して頂く期限は、平成22年2月末日です。

節目健診について、ご不明の点は
支部へお問い合わせください。



21年8月 保険証の更新です

現在お持ちの保険証は21年7月31日で有効期限が切れます。
ただし、75歳の誕生日を迎える方は誕生日までが有効期限です。



ZENKOKUSHIカードの加入が必要となります。

クレジット機能付き保険証の封入・封緘費用、発送費は三菱UFJニコス株式会社の負担となり、全国歯の負担はありません。

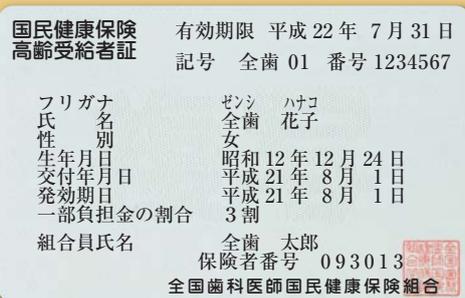
クレジット機能付きではない保険証ですと、封入・封緘費用、発送費等は、組合運営費（組合員様の保険料等）からの支出となります。

健全運営を務めておりますが、少なからず全国歯の負担が出てきます。

保険証更新の際には是非ご検討ください。

※詳しくは、支部事務所へお問い合わせ下さい。

高齢受給者証の更新



70歳～74歳の方々には、保険証とは別に全国歯の各支部事務所より、高齢受給者証が発行されます。

なお、高齢受給者証の更新（発行）に関しては所得を証明する書類の提出が必要です。

高齢受給者証の有効期限は保険証と異なり1年間です。

75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日までが有効期限です。

お願い

保険料を滞納されていますと、新しい保険証をお届け出来ないことがあります。この様な場合は支部事務所にお問い合わせ下さい。

1人1枚の保険証となり、利便性が向上しましたが、紛失等による再発行が増えています。保険証、高齢受給者証の取扱い、保管には充分ご注意下さい。

全国歯報

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢2-2-5
東京事務所 東京都杉並区高円寺北2-24-2 ☎03-3336-8818
発行人 横山 靖夫

<http://www.zensikokuho.or.jp/>